



# COSCO Logistics Japan Co., Ltd.

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 33 階

Tel: 03-5532-5330 Fax: 03-5532-5333

2013 年 8 月

お客様各位

平素より、弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、中国財政部及び国家税務総局より公布されました、「交通運輸業と一部現代的サービス業における営業税に代え、増値税への徴収変更試行に係る税收政策の全国展開に関する通達」（財税[2013]37号）の規定により、2013年8月1日より交通運輸業と一部現代的サービス業に係る増値税改革試行が全国で実施されます。

これに伴い、2012年1月1日から施行されておりました「営業税に代え、増値税への徴収変更試行地区」の関連規定および37号文にある売上額控除政策が廃止されます。これにより、国際フォワーダー及び国際船舶代理店は国内外船会社に支払う国際海上運賃及び諸チャージは営業額から控除されることなく、現地費用と併せて売上に計上される上、増値税が徴収されることとなります。

37号文の施行に伴い、2013年8月8日より中国国内にて徴収する全ての費用に6%の増値税（付加税と併せて6.83-6.84%）を代理徴収することとなり、徴収した増値税に関しては全額中国国家税務局に納めることとなります。増値税領収書が必要の無い契約、つまり中国国外にて海上運賃、諸チャージを支払う場合は増値税の徴収に該当致しません。適用開始日は8月1日以降、増値税領収書発行分よりとなります。

中国当局より本規定に関する新たな通達がある場合、また修正等がある場合は、随時ご案内させていただきます。